

令和8年9月30日

鹿児島県指宿市「宿泊税」の新設

鹿児島県指宿市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される指宿市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	鹿児島県指宿市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	指宿市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	本市の観光の活性化と観光消費額の拡大に繋がる観光振興に関する各種の施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約86.4百万円
課税免除等	・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ・修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約4百万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和8年 6月30日 指宿市議会にて条例案可決
- ・令和8年 8月 7日 総務大臣協議
- ・令和8年 9月30日 総務大臣同意
- ・令和9年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：小西課長補佐、立川係長、大原、有村
電話：03-5253-5658
Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。